

八尾市水道局建設工事指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、八尾市水道局指名業者選定委員会に関する内規(昭和60年八尾市水道局内規第1号)第2条第1号に規定する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の指名に関して必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(留意事項)

第2条 入札参加者の指名に際しては、次の各号に掲げる事項について留意する。

- (1) 公共工事の適正な履行の確保を図る。
- (2) 予算の適正な執行、工事の規模、難易度及び有資格者の施工能力等に留意しつつ、優良な市内の業者(法人にあっては、登記簿上の本社本店が、個人にあっては住民基本台帳法、又は外国人登録法による住居を本市内に有し、かつ、事実上の本拠を有すると認められるもので、本市において納税義務のある者。)の受注機会の増大を図る。
- (3) 業種別に、新規資格者は指名しない。ただし、市長部局等における関連工事受注で実績ある者については、この限りではない。

(等級別発注標準金額)

第3条 八尾市水道局建設工事請負業者等級別格付基準(平成12年制定。以下「格付基準」という。)より、等級別格付を行う業種の発注標準金額は、別表に定めるとおりとする。

(上水道管工事)

第4条 八尾市水道局が発注する配水管及び配水枝管の整備、布設、布設替及びその他の工事については、「上水道管工事」という工事業種を設け、等級別格付等について別途運用基準を定める。

(指名の方法)

第5条 入札参加者の指名は、八尾市水道局契約規程(昭和47年八尾市水道局管理規程第3号)第5条第1項に定める有資格者の中から、発注する工事について次の各号に掲げる事項における適格性に留意して指名しなければならない。

(1) 対応等級

格付基準において等級別格付を行うよう定めている業種に係る指名については、発注工事の設計金額に対応する等級に属する有資格者の中から行う。ただし、特に必要がある場合には、発注工事の設計金額に対応する等級の直近の上位2等級に属する有資格者及び直近の下位1等級に属する有資格者の中から指名することができる。この場合において、八尾市水道局指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、より厳格なる審査を行う。

(2) 技術的適正

- ア 発注工事と同種工事について相当の施工実績を有していること。
- イ 発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績を有していること。
- ウ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績を有していること。
- エ 発注工事を施工するに足りる有資格技術者又は技能者を有していること。

(3) 地理的特性

本店の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できること。

(4) 施工中の工事保有量及び進捗状況

八尾市水道局発注の施工中の工事の件数や進捗状況からみて当該工事を施工する能力があること。

(5) 過去の指名及び受注状況

- ア 過去の指名及び受注状況を勘案し、指名の公平性を確保するよう配慮する。
- イ 工事の発注においては、工事種別、規模等に応じて、連続受注、重複受注を制限するための措置を行うことができる。

(6) 工事成績

以前、八尾市水道局が発注した工事の総合評点内容を配慮する。

(7) 安全管理及び労働福祉の状況

- ア 安全管理及び労働福祉の状況を配慮する。
- イ 建設業退職金共済組合の加入及び退職金共済契約締結の状況を配慮する。

(8) 次の各号のいずれかに該当し、やむを得ないと認められるときは、前各号の規定にかかわらず指名することができる。

- ア 特殊な技術、経験又は機械を要する工事
- イ 発注工事の性質又は目的により特に必要と認められる場合

(9) 社会的及び経済的信用度

- ア 八尾市建設工事暴力団対策措置要綱（昭和62年八尾市要綱。以下「暴対措置要綱」という。）に基づき指名停止期間中である有資格者は、指名しない。
- イ 社会的及び経済的信用度について、不健全と判断される有資格者は、指名しない。

（指名停止等）

第6条 八尾市水道局建設工事等指名停止基準（平成16年制定。以下「指名停止基準」という。）に基づき指名停止期間中である有資格者は、指名しない。

2 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わなかった等、請負契約の履行が不誠実であった有資格者は、指名しない。

3 一括下請、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であった有資格者は、指名しない。

(指名の取消し等)

第7条 指名を受けた者が指名停止基準又は暴対措置要綱に基づく指名停止となった場合は、すでに通知した指名を取り消す。

2 同時期に2件以上の工事の指名を受けている有資格者が、指名中の工事のうち1件を落札した場合には、他の工事の指名を取り消すことができるものとする。ただし、この取扱いを行うときは、あらかじめ指名時においてその旨通知する。

(特例)

第8条 災害時等の緊急工事、特殊な技術を要する工事その他の特別な事由がある工事の指名については、この基準によらない取扱いをする。

附 則

1 この基準は、平成12年6月1日から施行する。

2 施行月から平成14年5月末日までの間において、特に必要があると認めるときは、平成11年度における指名実績等を考慮しながら、指名を行うことができるものとする。

3 指名競争入札参加者選定要領(昭和57年制定)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）等級別発注標準金額表

等級基準 業種	A	B	C	D	E
土木一式工事	2億2,000万円以上	8,000万円以上 2億2,000万円未満	4,000万円以上 8,000万円未満	1,000万円以上 4,000万円未満	1,000万円未満
建築一式工事	3億円以上	8,000万円以上 3億円未満	1,000万円以上 8,000万円未満	1,000万円未満	
電気工事	1億5,000万円以上	1,500万円以上 1億5,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満	
管工事	1億5,000万円以上	1,500万円以上 1億5,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満	